

平成 29 年 2 月 10 日

神奈川県山北町「砂利採取税」の更新

神奈川県山北町から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の山北町砂利採取税の概要は以下のとおりです。

課税団体	神奈川県山北町
税目名	砂利採取税（法定外普通税）
課税客体	岩石（※1）及び砂利（※2）の採取
課税標準	岩石及び砂利の採取量
納税義務者	砂利採取業者
税率	岩石（山砂利）…10円/m ³ 砂利（川砂利）…15円/m ³
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）4.3百万円（平年度）4.3百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.3百万円
課税を行う期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

※1 採石法第2条に定義する岩石をいう。

※2 砂利採取法第2条に定義する砂利をいう。

- ・平成 28 年 12 月 6 日 山北町議会にて条例案可決
- ・平成 28 年 12 月 19 日 総務大臣協議
- ・平成 29 年 2 月 10 日 総務大臣同意
- ・平成 29 年 4 月 1 日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 榎戸係長、濱田
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659